

西予市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年2月25日(火)午後1時30分

2. 開催場所 西予市役所 5階大会議室

3. 出席委員 36名

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	志波 豊			2番	宇都宮久幸			3番	井上 一郎		
4番	泉原 猛男			5番	上甲 好文			6番	山岡 史朗		
7番	西森真一郎			8番	上杉 和博			9番	増田 隆		
10番	末光 則男			11番	三瀬 昇			12番	和家 稔		
13番	橋本 勝			14番	河野 昌博			15番	菊池マキ子		
16番	清家 純一			17番	五藤 忍			18番	沖野 泰		
19番	高岡 常夫			20番	井関 吉博			21番	武田 孝司		
22番	平野 治			23番	柴田 翔			24番	西本 定義		
25番	福井 純一			26番	金寄 長志			27番	大久保 卓		
28番	宇都宮文隆			29番	谷口 誠			30番	松末 正		
31番	平井 一清			32番	山内 正紀			33番	松浦 榮喜		
34番	宇都宮幸紀			35番	越智 三英			36番	川上 栄子		
37番	三好三智男			38番	松本 薫						

4. 欠席委員 2名

3番 井上一郎 17番 五藤忍

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第7号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第8号 農地現況証明について
- 日程第5 報告第9号 非農地現況証明について
- 日程第6 報告第10号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 日程第7 議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第7号 空き家に付属した農地の区域設定について
- 日程第9 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第9号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第11 議案第10号 農用地利用配分計画(案)について
- 日程第12 議案第11号 農地移動適正化あっせん委員の指名について

6. 出席した事務局職員

事務局長 兵頭 健二	事務局次長 木崎 真近	
農地係長 橋本 欽司	主査 梶原 千生	

7. 会議の概要

局長	ただ今から令和2年2月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、志波会長より、あいさつを申し上げます。
会長	(会長開会あいさつ)
局長	それでは、議事に移ります。議事進行は規則により志波会長が務めます。
議長	それでは、ただ今から2月定例総会を開催いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中17名、農地利用最適化推進委員19名中19名で定足数に達しており、総会は成立しています。なお番委員、3番井上委員、17番五藤委員から欠席の旨、通告がありましたので報告いたします。
議長	次に、日程第1、「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。
議長	それでは、12番和家委員、29番谷口委員のお二人をお願いします。
議長	次に、日程第2、「会期の決定について」を議題といたします。 会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。
議長	異議なしと認めます。 よって、会期は、本日1日間と決定しました。
議長	次に、日程第3、報告第7号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
主査	報告第7号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」ご報告いたします。議案書の2ページから4ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が23件、使用貸借権の解約が1件、の合計24件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。
議長	次に、日程第4、報告第8号「農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第8号「農地現況証明について」ご報告いたします。議案書の5ページをご覧ください。整理番号1番、渡人、 、 、他1名から提出のあった証明願いは、「農地法施行規則第32条第1項」の規定に基づき審査を行うとともに、地区担当農業委員17番、五藤委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明について」報告を終わります。
議長	次に、日程第5、報告第9号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
農地係長	報告第9号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の5ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、 、 から証明願いが提出されましたので、平成25年1月1日から施行されています「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、地区担当農業委員16番、清家委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
議長	次に、日程第6、報告第10号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
次長	報告第10号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」ご報告いたします。議案書の5ページをご覧ください。右端の備考欄に書いていますように、贈与税の納税猶予が3件でございます。なお、それぞれに申告時期等もございましたので、地区担当農業委員に農業に従事していることを確認した上で、証明書を発行しています。以上で、「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」報告を終わります。

議 長	次に、議案第6号については、13番橋本委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、13番橋本委員退席後、整理番号8番、9番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。
	《13番橋本委員退席》
議 長	それでは、日程第7、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」、整理番号8番、9番の2件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
主 査	【議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請2件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書のとおりです。以上で議案の提案説明を終わります。
議 長	ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号8番、9番をお願いします。
20番井関委員	受付番号8番、9番の案件につきまして、20番井関が報告いたします。2月16日に三瀬委員と現地確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということがあります。申請地は現在、被災しており耕作されていませんが、復旧して耕作されること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。
議 長	現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。8番、9番をお願いします。
11番三瀬委員	受付番号8番の案件につきまして、11番三瀬が報告します。2月16日に井関委員と受入立会いのもと現地確認を行いました。申請地は受人が耕作していましたが、一昨年の豪雨災害において土砂が流入し、現在は休耕地となっています。許可が下り次第、早急に重機等で復旧工事を行いたいということです。受人は許可要件をすべて満たしております。また、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はありません。
11番三瀬委員	受付番号9番の案件につきまして、11番三瀬が報告します。2月16日に井関委員と受入立会いのもと現地確認を行いました。申請地の下を流れる用水路が、一昨年の豪雨災害において広範囲にわたって破損しており、現在も復旧していません。復旧次第、経営規模拡大のため利用したいということです。災害後休耕地となっていますが、荒れておらずすぐに利用できる状態です。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、許可要件もすべて満たしており、周辺農地並びに地域営農への影響はありません。
議 長	現地の状況について、農業委員からの報告もありました。それでは、事務局より許可基準の該当について説明をお願いします。
主 査	その他の要件につきましては、別添調査書8ページ、9ページにあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご意見や質疑はございませんか。
議 長	質疑はありませんか。質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。
	お諮りいたします。日程第7、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号8番、9番の2件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。
議 長	全員賛成と認めます。
議 長	よって、日程第7、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号8番、9番の2件を原案のとおり許可することに決定しました。
	《13番橋本委員着席》
議 長	次に、日程第7、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から7番、10番から13番の11件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。

<p>主 査</p>	<p>ます。</p> <p>【議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請11件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書のとおりです。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。整理番号1番からお願いします。</p>
<p>34 番宇都宮委員</p>	<p>受付番号1番の案件につきまして34番宇都宮が報告いたします。2月20日、西森委員と現地を受人に話を伺いました。受人は小規模な園地ですが、平坦で道沿いであることから作業性が良いため、購入したいということです。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>2番、3番、4番をお願いします。</p>
<p>28 番宇都宮委員</p>	<p>受付番号2番の案件につきまして、28番宇都宮が報告します。19日に和家委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。数年前から受人の さんが耕作されています。</p>
<p>28 番宇都宮委員</p>	<p>受付番号3番の案件につきまして、28番宇都宮が報告します。19日に和家委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。数年前から受人の さんが耕作されています。</p>
<p>28 番宇都宮委員</p>	<p>受付番号4番の案件につきまして、28番宇都宮が報告します。19日に和家委員と現地確認を行いました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。数年前から受人の さんが耕作されています。</p>
<p>議 長</p>	<p>5番をお願いします。</p>
<p>30 番松末委員</p>	<p>受付番号5番の案件につきまして、30番松末が報告します。2月20日に清家委員と現地確認をいたしました。渡人は一人暮らしで機械もなく管理が難しく、また今後息子のところに行く考えがあります。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は高齢ではありますが、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>6番、7番をお願いします。</p>
<p>20 番井関委員</p>	<p>受付番号6番の案件につきまして、20番井関が報告します。受人は経営規模を拡大す</p>

20 番井関委員	<p>るために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを2月16日に橋本委員と確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p> <p>受付番号7番の案件につきまして、20番井関が報告します。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを2月16日に橋本委員と確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長 31 番平井委員	<p>10番をお願いします。</p> <p>受付番号10番の案件につきまして、31番平井が報告します。この案件は さんから長男の 君への経営移譲するためのものです。申請地の土地は自分の家近くにあり、きちんと耕作されております。2月16日に五藤委員と現地確認いたしました。また、受入である 君は現在、シイタケやユズ栽培に熱心に取り組んでいます。今年からネギ栽培にも取り組むことであり、下限面積も超えていることから許可要件に問題はないと思います。</p>
議 長 4 番泉原委員	<p>11番、12番をお願いします。</p> <p>受付番号11番の案件につきまして、4番泉原が報告します。この案件は、数年前に相談があり、私と城川町の担当者で相談にのっていたものです。受人が申請地の隣接地に住宅を建築したいが、進入路がなく、道路と宅地との中にあるこの申請地に作れないかとの相談でありました。申請地は農振地域であり、80㎡未満の進入路なら許可なしでもできますとの返答しており、それで行いますとのことでありました。また、城川町の担当者には工事が始まれば、指導をするように言っていました。が、昨年の5月に渡人より、この土地の購入の話となり相談がありましたが、進入路を確認すると100㎡ほどになっていました。また、その一区画に渡人が駐車場として36㎡ほどの部分もあり、これでは農振地域でもあることから、後々のこともあるので、進入路については経費はかかるが分筆が必要ではないかとなり、受人もそのようにしますとのことでした。今回申請があり、すべて処理をされたのかと思い、受人に確認しますと、まだ分筆を何もしていない状況で司法書士にお願いしているとのことであります。このまま、違反転用で許可するわけにもいけませんので、今回は全て処理されて、再度申請されるまで継続審議か申請の取下げられるべきだと思います。面積等も変わってきますので、今回は保留として申請者に指導されてはどうかと思います。</p>
26 番金寄委員	<p>受付番号12番の案件につきまして、26番金寄が報告します。2月16日に泉原委員と現地確認をしました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議 長 24 番西本委員	<p>13番をお願いします。</p> <p>受付番号13番の案件について、24番西本が報告します。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、通作距離等からみても問題がないこと、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されており、周辺農地への影響はないと思います。2月16日に現地確認をいたしました。</p>

<p>議 長 7 番西森委員</p>	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等お願いいたします。1 番をお願いいたします。</p> <p>受付番号 1 番を 7 番西森が報告いたします。2 月 20 日に宇都宮委員、受入の さんと現地の確認をいたしました。現地の状況、経緯につきましては宇都宮委員から報告のあった通りです。また、農地として耕作されていることを確認いたしました。周辺農地並びに地域営農への影響はないと思われま</p>
<p>議 長 12 番和家委員</p>	<p>2 番、3 番、4 番をお願いします。</p> <p>受付番号 2 番、3 番については受入が同一でありますので、一括して報告いたします。</p> <p>受付番号 2 番、3 番の案件につきまして、12 番和家が報告します。2 月 19 日に宇都宮委員と現地調査を行いました。受入は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受入は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思</p>
<p>12 番和家委員</p>	<p>受付番号 4 番の案件につきまして、12 番和家が報告します。2 月 19 日に宇都宮委員と現地調査を行いました。受入は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受入は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思</p>
<p>議 長 16 番清家委員</p>	<p>5 番をお願いします。</p> <p>受付番号 5 番の案件を 16 番清家が報告します。2 月 20 日に松末委員と現地確認をいたしました。渡人は一人暮らしで機械もなく管理が難しく、また将来は息子の所に行く考えである。受入は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後は全ての農地を利用すること、機械、労働力、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件を満たしております。また、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思</p>
<p>議 長 13 番橋本委員</p>	<p>6 番、7 番をお願いします。</p> <p>受付番号 6 番の案件につきまして、13 番橋本が報告します。受入は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受入は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思</p>
<p>13 番橋本委員</p>	<p>受付番号 7 番の案件につきまして、13 番橋本が報告します。受入は経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受入は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思</p>
<p>議 長 13 番橋本委員</p>	<p>10 番をお願いします。</p> <p>17 番五藤委員が欠席のため、報告書を橋本が代読いたします。</p> <p>受付番号 10 番の案件につきまして 17 番五藤が報告します。この案件は さんから長男の 君に贈与するものです。2 月 16 日に平井委員と共に現地確認を行いました。申請地は農地としてきちんと耕作されていることを確認しました。小さい 3 枚の田にはユズが植えてありましたが、排水対策や堆肥等きちんと入れてあり、圃場の状況を見ると</p>

議長	熱心に営農に取り組んでいることがわかり問題はないと思います。
4番泉原委員	<p>12番をお願いします。</p> <p>受付番号12番の案件につきまして、4番泉原が報告します。現地確認を金寄委員と2月16日に行いました。受人は畜産業を営んでおり、今回、父親の農地を買い受け経営規模を拡大し、農地の管理をしたいというものです。申請地は農地として管理されております。取得後においては、すべての農地を利用すること、許可要件をすべて満たしていることから周辺農地、地域営農への影響はないと思います。</p>
議長	13番をお願いします。
2番宇都宮委員	<p>受付番号13番の案件につきまして、2番宇都宮が報告いたします。2月16日に受人と現地確認を行いました。申請地は晩柑が植栽されており、管理されている農地であることを確認しました。受人は経営規模を拡大するために取得したいということであり、取得後においてはすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題がないこと、さらに下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしております。受人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地並びに地域営農への影響はないと思います。</p>
議長	<p>現地の状況について、農業委員からの報告もありました。それでは事務局より許可基準の該当について、説明をお願いします。</p>
主査	<p>その他の要件につきましては、別添調査書の1ページから7ページ、10ページから13ページにあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。何かご意見や質疑はございませんか。</p>
議長	<p>先ほどの受付番号11番の件については泉原委員から保留か継続審議としてはどうかという意見がありましたが、そういう方向で進めていってよろしいでしょうか。</p> <p>それでは受付番号11番について保留とすることに賛成の農業委員の挙手をお願いします。</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。11番の案件は保留といたします。</p>
議長	<p>それではその他の件について特に意見がなければ、以上で質疑を終結といたします。</p> <p>お諮りいたします。日程第7、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から7番、10番、12番から13番の10件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議長	<p>よって、日程第7、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から7番、10番、12番から13番の10件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>次に、日程第8、議案第7号「空き家に付属した農地の区域設定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
主査	<p>議案第7号「空き家に付属した農地の区域設定について」説明申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。この提案は、平成30年3月定例会にて、空き家に付属した小規模な農地の有効利用と遊休農地の解消を図るため、1アールを下限面積として新たに設定したことに基づき、申請書の提出があったため行うものであります。なお、区域の設定後に告示を行うことにより、農地法第3条申請時の下限面積要件が1アールになります。それでは、今回の申出のあった土地等について説明申し上げます。整理番号1番、申請人、土地の表示、番、番、合計 m²であります。以上で、「空き家に付属した農地の区域設定について」提案説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p>

<p>30 番松末委員</p> <p>議 長</p>	<p>いします。整理番号 1 番をお願いいたします。</p> <p>受付番号 1 番の案件につきまして、30 番松末が報告します。2 月 20 日に清家委員と現地確認を行いました。本人は早くから別の所に住まわれており、申請地は現在シルバー人材派遣により整理されております。過去 1 年以上作物の耕作が行われていないこと、今後の耕作に向けて草刈、耕起、農地を常に耕作できる状態に維持管理が適切に行われていること、類似農地と比べてまばらに栽培されていること、栽培に必要な管理方法が適切でないことから遊休農地であると判断しました。</p> <p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。関連がありますので、地区担当農業委員からも報告等をお願いいたします。</p>
<p>16 番清家委員</p> <p>議 長</p>	<p>松末委員と同じような報告となりますが、受付番号 1 番の案件につきまして、16 番清家が報告いたします。2 月 20 日に松末委員と現地確認を行いました。本人は早くから別の所に住んでおり、申請地は現在シルバー人材センターにより整理されております。過去 1 年以上作物の耕作が行われていないこと、今後の耕作に向けて草刈、耕起、農地を常に耕作できる状態に維持管理が適切に行われていること、類似農地と比べてまばらに栽培されていること、栽培に必要な管理方法が適切でないことから遊休農地であると判断しました。</p> <p>現地の状況について、農業委員からの報告もありました。これより質疑を行います。何かご異議や質問等はありませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第 8、議案第 7 号「空き家に付属した農地の区域設定について」原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第 8、議案第 7 号「空き家に付属した農地の区域設定について」原案のとおり許可することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第 9、議案第 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、整理番号 1 番から 2 番までの 2 件を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p> <p>議 長</p>	<p>【議案第 8 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 2 件について、議案書を朗読し提案説明を行う。】整理番号 1 番、受人の住所の修正報告あり</p> <p>続いて、地区担当農業委員から調査結果の報告をお願いします。整理番号 1 番からお願いします。</p>
<p>16 番清家委員</p> <p>議 長</p>	<p>1 番をお願いします。</p> <p>受付番号 1 番を 16 番清家が報告します。申請人は現在、父親が所有している住宅に生活していますが、子どもの成長に伴い手狭となり、個人住宅を建築されるものであります。隣接農地に排水が浸入しない配管や農地への日陰を配慮した建物の配置計画となっております。周辺農地への支障はないものと思います。</p>
<p>11 番三瀬委員</p> <p>議 長</p>	<p>2 番をお願いします。</p> <p>2 番を 11 番三瀬が報告します。2 月 22 日に柴田委員と渡人立会いのもと、現地確認を行いました。今回申請する土地の隣に居住する受人が、洗濯物干し場用に申請地を利用したいということです。隣接農地にも排水は侵入いたしません。また、日照も問題なく周辺農業への支障はないものと思われま。</p>
<p>30 番松末委員</p> <p>議 長</p>	<p>続きまして、地区担当推進委員の報告をお願いします。1 番をお願いします。</p> <p>1 番を 30 番松末が報告します。2 月 20 日に清家委員と現地確認を行いました。受付番号 1 番の申請は、申請人が現在住んでいる住宅が手狭となったため、新築されるものであります。排水は集落排水に接続し、雨水は西側水路に排水し、隣接農地に排水が浸入しない配管となっており、また、建物の配置から見ても周辺農業への支障はないものと思</p>

議 長	ます。
23 番柴田委員	2 番をお願いします。 2 番を 23 番柴田が報告します。2 月 22 日に三瀬委員と申請人である さんと現地確認を行いました。申請地はすでに宅地として造成利用されていますが、違反転用部分を再分筆して申請されたものであります。隣接農地、周辺農業への支障はないものと思われれます。始末書も提出されております。
議 長	現地の状況につきましては、地区担当農業委員や推進委員から報告がありました。それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明があります。
農地係長	農地区区分及びその他の要件につきましては、別添意見書 14 ページから 15 ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	それでは、これより質疑に移ります。ただ今の事務局の説明や地区担当農業委員、推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。
4 番泉原委員	ちょっと確認ですが、受付番号 1 番の件について住宅の面積が 91 m ² で申請地の面積が 573 m ² となっており、残地についてどのようにするのか。とても広いように思うのですがどうなっていますか。
農地係長	申請地については、南側の法面も含めての面積であり、500 m ² ぐらいの住宅利用地となる。
4 番泉原委員	残地の利用方法について何も無いということでしょうか
農地係長	道路に面している部分は、よう壁がありますので、斫り加工しなければならない。その影響でスロープとして相当分必要となっております。その他、駐車場として 2 台分の駐車スペースや洗濯物干し場、住宅部分の建物部分という土地利用の計画となっております。
議 長	他に質疑はございませんか。質疑もないようですので質疑を終結とし、議案第 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番、2 番の 2 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する委員の挙手を求めます。
議 長	全員賛成と認めます。
議 長	よって、日程第 9、議案第 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」整理番号 1 番、2 番の 2 件を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。
議 長	次に、議案第 9 号については、14 番河野委員、24 番西本委員、25 番福井委員、30 番松末委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。 《14 番河野委員、24 番西本委員 25 番福井委員 30 番松末委員退席》
議 長	それでは、日程第 10、議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。
次 長	今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、159 件でございます。議案書の 9 ページから 17 ページをご覧ください。西予市長より令和 2 年 2 月 7 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。利用権の再設定の計画が 88 件、新規の利用権設定の計画が 71 件です。利用権の設定をする者が 153 名、利用権の設定を受ける者が 72 名、うち認定農業者が 31 名でございます。利用権設定の面積は 479,372 m ² 、筆数が 373 筆です。 (受付番号 120 番、設定をする者の住所、受付番号 145 番、設定する者の住所、氏名訂正報告あり)
議 長	以上の計画内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。
議 長	事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。

議 長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第 10、議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定の 159 件を原案のとおり、決定することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第 10、議案第 9 号「農用地利用集積計画の決定について」、利用権設定の 159 件は原案のとおり決定しました。</p> <p>《14 番河野委員、24 番西本委員 25 番福井委員 30 番松末委員着席》</p>
議 長	<p>次に、議案第 10 号については、14 番河野委員が農業委員会法第 31 条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>《14 番河野委員退席》</p>
議 長	<p>それでは、日程第 11、議案第 10 号「農用地利用配分計画（案）について」、を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
主 査	<p>議案第 10 号、「農用地利用配分計画（案）について」説明申し上げます。議案書 19 ページをご覧ください。西予市長より令和 2 年 2 月 7 日付で農用地利用配分計画（案）を作成するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求められています。これは、農地集約を行うため農地中間管理事業を活用するものです。まず貸し手と農地中間管理機構である「えひめ農林漁業振興機構」が利用権設定を行います。その後、「えひめ農林漁業振興機構」と借り手が「農用地利用配分計画」に基づき、貸し借りをを行うものです。以上で提案理由を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p>
議 長	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。日程第 11、議案第 10 号「農用地利用配分計画（案）について」、異議なしとして回答することに賛同する農業委員の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p>
議 長	<p>よって、日程第 11、議案第 10 号「農用地利用配分計画（案）について」、異議なしとして回答いたします。</p> <p>《14 番河野委員着席》</p>
議 長	<p>次に、日程第 12、議案第 11 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」を議題といたします。事務局より提案説明をお願いします。</p>
主 査	<p>議案第 11 号「農地移動適正化あっせん委員の指名について」説明申し上げます。</p> <p>議案書の 19 ページをご覧ください。整理番号 88 番、申請人、 、土地の表示、 番（農用地区域外）、 、面積、 ㎡、申し出の理由は、高齢により耕作が出来なくなったため、価格は応相談にて売買したいとのことです。整理番号 89 番、申請人、 、土地の表示、 番（農用地区域内）、 ㎡、 番（農用地区域内）、 ㎡、申し出の理由は、農地を相続する予定だが、農業を営んでいないため耕作が出来ないためとのことです。今回 2 件、3 筆のあっせん申し出となっています。</p> <p>農地移動適正化あっせん基準第 11 条の規定によりまして、農地利用最適化推進委員から 1 名以上を指名することとなっていますので、整理番号 88 番は案としまして「22 番平野治委員」、整理番号 89 番は案としまして「37 番三好三智男委員」をあっせん委員として記載しています。以上で「農地移動適正化あっせん委員の指名について」の提案説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございません</p>

議 長

か。

議 長

それでは、以上で質疑を終結とし、議案書に記載しています整理番号 88 番は「22 番平野治委員」、整理番号 89 番は「37 番三好三智男委員」をあっせん委員として指名いたします。

以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。

2 月定例総会は午後 2 時 35 分閉会した。

議事録署名委員

会 長

12 番委員

29 番委員

--	--